

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 284 号。以下「改正令」という。）による建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）の一部の改正に伴い、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）採光規制の対象の合理化に伴う措置

改正令により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項に規定する採光規制の対象となる児童福祉施設等の範囲の合理化を図るため、令第 19 条第 2 項第 4 号に掲げる居室を有する児童福祉施設等から国土交通大臣が定めるもの（※）を除外し、採光規制を適用しないこととされたところ、施行規則について下記の改正を行う。

※ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター（老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 1 条の 3 の 2 に規定する第一号通所事業の用にのみ供するものに限る。）を告示にて規定予定。

- ① 採光規制の合理化の対象である児童福祉施設等に係る審査にあたって提出すべき図書の追加について（第 1 条の 3 第 1 項表 2 関係）

改正令により、採光規制の対象となる建築物の合理化を行ったところ、当該合理化の対象となる児童福祉施設等に該当するかどうかを確認する必要があることから、当該児童福祉施設等に係る建築確認申請時に、令第 19 条第 2 項第 4 号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項を明示した図書の提出を求めることとする。

（2）型式適合認定の種類の追加に伴う措置

法第 68 条の 10 第 1 項においては、建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定める種類の型式が、当該類型にそれぞれ対応して定める一連の規定に適合するものであることをあらかじめ認定（以下「型式適合認定」という。）する制度を規定している。

現行の型式適合認定の類型は、①建築物全体（改正令による改正前の令第 136 条の 2 の 11 第 1 号ロ。以下「全体型式認定」という。）、②建築物全体から建築設備を除いたもの（同号イ。以下「設備抜き型式認定」という。）、③建築設備（同条第 2 号）があるところ、改正令により、令第 136 条の 2 の 11 第 1 号に、型式適合認定の類型として建築物の構造耐力に係る規定の適合についての型式に係る認定（以下「構造型式認定」という。）を新設することとした。

改正令による構造型式認定の新設に伴い、施行規則について下記の改正を行う。

- ① 構造型式認定を受けた型式に適合する部分を有する建築物に係る審査にあたって提出すべき図書及び書類の追加（第 1 条の 3 第 5 項第 1 号関係）

改正令により、構造型式認定を新設したところ、構造型式認定を受けた型式に適合する部分を有する建築物が安全であることを確認するためには、当該構造型式認定に係る認定書のほかに建築設

備等の荷重等に係る情報提供を求める必要があることから、構造型式認定を受けた建築物については、確認申請時に所要の図書及び書類（※）の提出を求めることとする。

※ 図書及び書類の内容については告示で規定予定。

- ② 構造型式認定を受けた型式に適合する部分等を有する建築物に係る確認申請にあたって提出を要しない図書等に係る規定の新設（第 1 条の 3 第 5 項表 1 関係）

施行規則第 1 条の 3 第 5 項表 1 では、設備抜き型式認定又は全体型式認定を受けた型式に適合する部分等を有する建築物について、建築確認申請時に提出を省略できる書類及び図書等を定めるところ、今般新設された構造型式認定を受けた型式に適合する部分等を有する建築物についても、確認申請にあたって提出を要しない図書を定めることとする。

- ③ 型式部材等製造者認証制度における型式部材等の追加について（第 10 条の 5 の 4 関係）

規格化された型式部材等の製造者については認証を行うこととしており、認証を受けた者が製造する認証型式部材等については、建築確認手続き等において、当該認証に係る型式に適合するものとみなすこととしている。施行規則第 10 条の 5 の 4 において型式部材等の規格を定めるところ、今般新設された構造型式認定に係る建築材料等である、構造耐力上主要な部分及び法第 37 条の規定により指定建築材料を使用する部分について、新たな型式部材の規格として位置づけることで、構造型式認定に係る建築材料等を製造する者を認証できるようにすることとする。

- ④ 全体計画認定制度における認定型式を用いた建築物に係る提出書類について（第 10 条の 23 第 3 項第 1 号関係）

施行規則第 10 条の 23 第 3 項において、既存不適格建築物が増築等を実施する場合の全体計画に関する規定を定めるところ、この全体計画認定の申請時に、当該申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるものの提出を求める建築物として、今般新設した構造型式認定を受けた建築物を追加することとする。

（３）その他

その他所要の改正を行う。

３．今後のスケジュール（予定）

公布 令和 8 年 10 月末

施行 令和 8 年 11 月 1 日（改正令の施行の日）